

議員発案第1号

全国最低クラスの「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本
改正を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年 3月17日

提出者	加茂市議会議員	山田義栄
賛成者	同	森川豊
	同	森山一理
	同	高井保
	同	高橋禧雄
	同	樋口博務
	同	関龍雄

平成20年 3月26日議決

加茂市議会議長 安武秀敏

全国最低クラスの「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本
改正を求める意見書

社会的貧困と格差が全国的に大きな問題となる中、先の臨時国会では、地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、「生活保護の施策との整合性にも配慮する」と法律が改正されました。

しかし、新潟県の最低賃金額は1時間わずか657円。これは単身・18歳の生活保護基準を下回るものです。

また、昨年改定でも新潟県の最低賃金額は関東・甲信越・北陸各県の中で最低です。このような格差を放置することは、新潟県の経済の活性化の点から大きな問題です。

働けば、人たるに値する生活ができて当然であり、これを保障するのが最低賃金制度です。最低賃金を引き上げ、労働者・国民の生活改善で景気回復、地域経済の活性化をはかると同時に、国民生活の最低保障を支える制度の機軸となる全国一律最低賃金の法制化が、強く求められます。

よって、政府においては、下記の内容で最低賃金制度を改善されるよう、要望いたします。

記

1. 地方最低賃金の改定にあたっては、生活保護基準を下回らないようにすること。
2. 農林漁業、中小企業、地域経済の活性化に結びつく、全国一律の新しい最低賃金制度を創設すること。
3. 現行の生活保護水準の引き下げをおこなわず、維持・改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年 3月26日

加茂市議会議員 安武 秀敏

内閣総理大臣
厚生労働大臣 様

議員発案第2号

県立加茂病院に緊急に医師確保を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年 3月19日

提出者	加茂市議会議員	佐野 正三良
賛成者	同	広野 豊作
	同	中野 元栄
	同	小野 吉太郎
	同	安中 弘

平成20年 3月26日議決

加茂市議会議長 安武 秀敏

県立加茂病院に緊急に医師確保を求める意見書

医療をめぐる情勢は、ますます厳しく、医師不足による病院廃止や患者のたらい回しによる事故が報道されるたびに不安が募ります。

県立加茂病院も医師が減り続けています。2008年4月からは常勤医師が5人となる見込みであり、補充の目途も立っていないといわれています。

現在の県立加茂病院は、一般病床150床（2階、4階、5階）と、療養型病床30床（6階）で入院患者を受け入れています。4月から2階病棟を空けるためにベッド調整を行なっているとも聞いています。

2階病棟を休止しても5人の医師では、医師1人が入院患者を平均20人以上も担当しなければならなくなり、同時に外来診療や会議もあります。又、救急のために、夜間と日当直当番を月平均5日以上行なうこととなります。

今以上の過酷な労働となり、更に退職に追い込まれると危惧します。

県立加茂病院は緊急に医師確保がなければ、診療所又は廃院になりかねません。

県立加茂病院以外に入院できる病院をもたない地域住民にとっては、大変な危機感があり、医師確保が喫緊の課題です。

よって、下記の事項について強く要望いたします。

記

1. 県立加茂病院に緊急に医師を確保すること。
2. 医師を確保して2階病棟を再開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年 3月26日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

新潟県知事様

議員発案第3号

住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を
統廃合することの見直しを求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年 3月24日

提出者 加茂市議会議員 亀山重光

賛成者 同 大平一貴

同 同 保坂裕一

同 同 安田憲喜

同 同 茂岡明与司

同 同 大関勝正

同 同 樋口浩二

平成20年 3月26日議決

加茂市議会議長 安武秀敏

住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を
統廃合することの見直しを求める意見書

国の地方分権改革推進委員会は昨年11月16日、「中間的な取りまとめ」を公表し、「自立と責任」の名のもとに道路や河川管理、医療、福祉、義務教育などの事務を自治体へ移譲し、国の地方出先機関を統廃合するなどを打ち出しました。そして、地方分権改革「推進計画」作成のための具体的な指針の勧告を順次行い、2010年春までの制定をめざすとしています。

我が国は、地震、台風、集中豪雨などの自然災害に脆弱な国土となっており、国の出先機関である地方整備局は、7・13水害、中越大震災、中越沖地震などの災害の際に広域的観点から河川、砂防、道路などの災害復旧に重要な役割を果たしました。

一方、働いている人のなかでパート・派遣・請負など不安定労働が広がり、正規労働者のなかでも長時間労働が蔓延する状況にあり、国の出先機関である労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）の役割、さらには、土地の登記など住民や企業の財産を守る地方法務局の役割も一層重要になっています。

いま、都市と地方の格差拡大が大きな問題になるなかで、国の出先機関まで地方移譲で統廃合されれば、国土の保全と整備をはじめ労働環境など住民の命と安全にまで、都市と地方の格差が大きく広がることが懸念されます。

本議会は、以上の趣旨から住民の安心・安全の確保、行政サービスのこれ以上の引き下げをおこなわないため、下記の事項を要望いたします。

記

1. 住民財産の保全、雇用の創出と安定など、重要な役割を担っている地方整備局、地方運輸局、労働局（公共職業安定所、労働基準監督署）、地方法務局などの地方移譲による統廃合を見直し、住民サービスの引き下げをおこなわないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年 3月26日

加茂市議会議長 安武秀敏

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
行政改革担当大臣
様

議員発案第4号

道路特定財源の確保に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年 3月24日

提出者	加茂市議会議員	関	龍雄
賛成者	同	山田	義栄
	同	安田	憲喜
	同	高井	保
	同	茂岡	明与司

平成20年 3月26日議決

加茂市議会議長 安武 秀敏

道路特定財源の確保に関する意見書

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがあります。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成を始め、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っています。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行われなければならず、その費用も年々増大しています。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収減が生じ、更に地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6,000億円規模の減収が生じることとなります。

こうしたことになれば、本市では2億1,800万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることとなります。

さらには、非常に厳しい状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなります。

よって国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年 3月26日

加茂市議会議員 安 武 秀 敏

内 閣 総 理 大 臣
内 閣 官 房 長 官
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

様